

コンパクトシティ関連の平成30年度予算概算要求拡充事項等(参考資料)

1-1	内閣官房	…1頁～
1-2	総務省	…3頁～
1-3	農林水産省	…8頁～
1-4	経済産業省	…11頁～
1-5	環境省	…13頁～
1-6	国土交通省	…16頁～

内閣官房

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

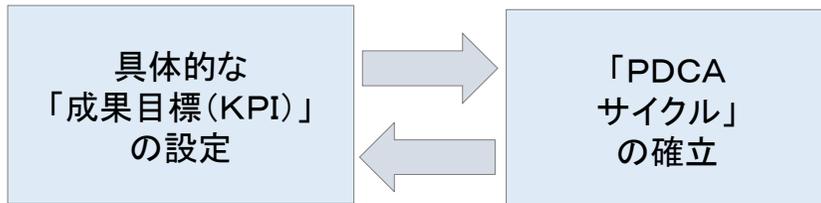
30年度概算要求額 1,070億円【うち優先課題推進枠170億円】

（29年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

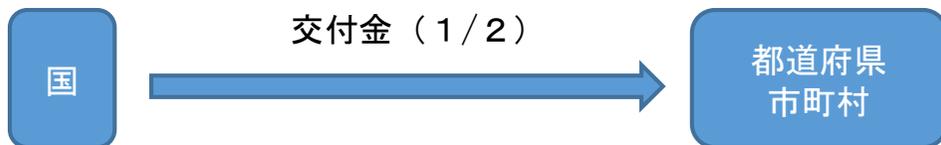
③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生を深化させ、地方の平均所得の向上を実現します。

総務省

公共施設等適正管理推進事業債について

背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保（市町村役場機能緊急保全）を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設等最適化事業費（2,000億円）
 （対象事業）①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業



平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

- （対象事業）
- ① **集約化・複合化事業**、② 転用事業、③ 除却事業
 - ④ 長寿命化事業
 - 【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
 - 【社会基盤施設（道路・農業水利施設）】 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施される事業
 - ⑤ **立地適正化事業** **コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業**
 - ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
- （事業期間）平成29年度～平成33年度（5年間）
 ※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度（4年間）

①集約化・複合化事業

- 【対象事業】 集約化又は複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの
- 【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
- 【備考】 集約化又は複合化による統合前の施設の廃止が、統合後の施設の供用開始から5年以内(立地適正化計画に基づく事業の場合は10年以内)に行われることが必要

⑤立地適正化事業

- 【対象事業】 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業
- (*)立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内
又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう
- (事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業
- 【措置内容】 地方債充当率：90% 交付税算入率：30%

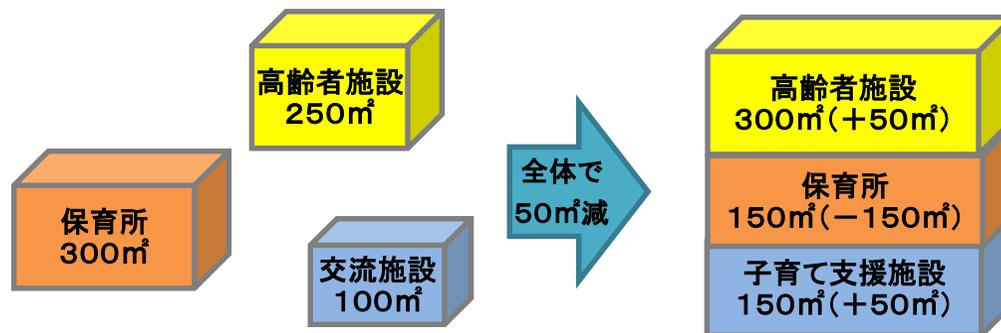
- ・都市再構築戦略事業(都市機能誘導区域内)
- ・都市再生整備計画事業(都市機能誘導区域内)
- ・都市再生区画整理事業(都市機能誘導区域内)
- ・市街地再開発事業(都市機能誘導区域内)
- ・防災街区整備事業(都市機能誘導区域内)
- ・都市・地域交通戦略推進事業(都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内)

公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の活用イメージ

活用イメージ①(複合用途型)

○複数の用途を複合化する場合

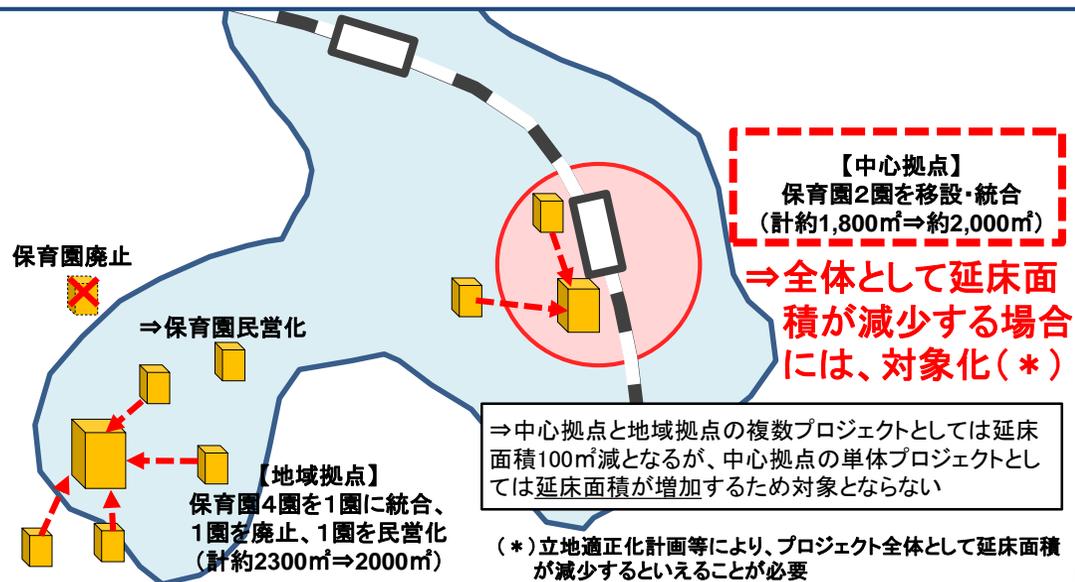
・複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加していても、施設全体として延床面積が減少する場合は対象



活用イメージ②(複数プロジェクト型)

○一つのエリア内で複数のプロジェクトを同時並行的に行う場合

・単体プロジェクトとして延床面積が増加するものがある場合でも、プロジェクトの全体として延床面積が減少する場合には対象



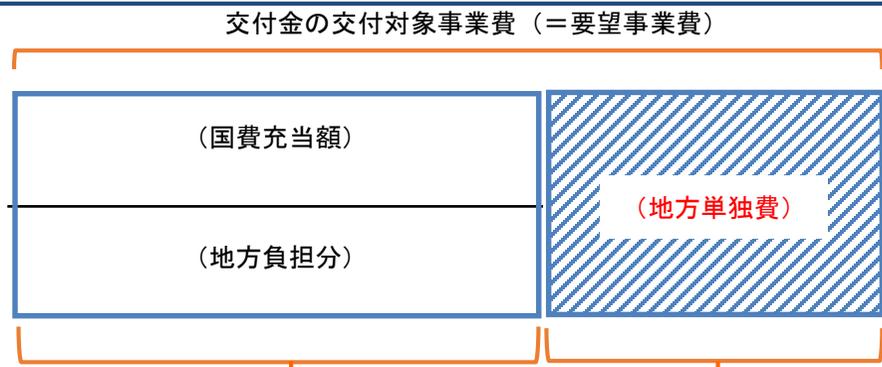
公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)の活用イメージ

活用イメージ①(継ぎ足し単独型)

○ 交付額が要望額に満たない場合に継ぎ足しで行う地方単独事業が対象

例: 事業費10億円=要望額5億+地方裏負担5億
としていたが交付額が4億となり、
交付額4億+裏負担4億+**地方単独2億**
として事業を進める場合

地方単独負担2億円が立地適正化事業債(90/30)の対象
(地方裏負担は従前から公共事業等債(90/20)等の対象)



社総交の対象部分(地方負担分については公共事業等債(90/20)等の対象) **公共施設等適正管理推進事業債(90/30)の対象となる部分**

活用イメージ②(要件欠如型)

【具体例①:都市・地域交通戦略推進事業の補完】

- A市は、交通政策と連携したコンパクトなまちづくりを推進するため、高齢者等の公共交通の利用促進に向けてバス待合施設や駅周辺の自由通路等のエレベーターの整備を計画。
- 国庫補助要件(事業費1億円以上)を満たさないため、地方単独で事業実施。



・自由通路等にエレベーターやエスカレーターを整備し、バリアフリー化

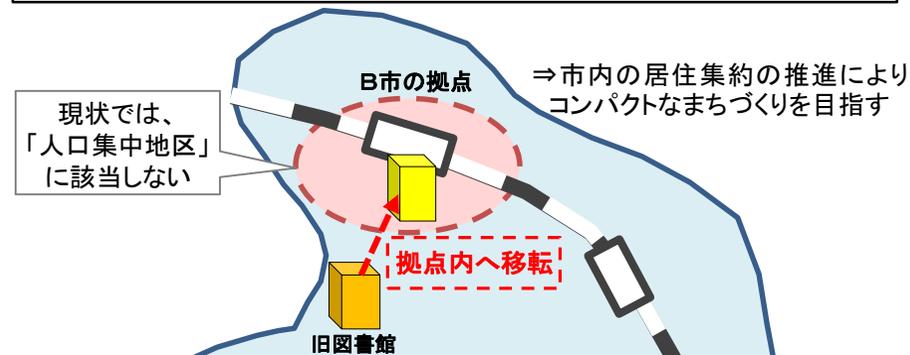


・交通結節点において、民間施設と一体となった待合施設や屋根付きのバス停等を整備

⇒ 高齢者等の公共交通利用の容易性を高め、コンパクトな暮らしに貢献

【具体例②:都市再構築戦略事業の補完】

- B市は、郊外の老朽化した図書館について、市民の利便性向上を図るため、拠点となる駅前への移転を計画。
- 駅前の移転先が国庫補助要件である「人口集中地区」に該当しないため、地方単独で事業実施。



※その他、立地適正化事業の対象となると思われる事業があれば、個別に相談

農林水産省

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 「農泊」については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農泊」に取り組む体制の構築等への支援や優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することとされたところであり、「農泊」の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、ソフト・ハード対策を一体的に支援することにより、500地域創出の早期達成を目指す。

農泊推進対策（拡充）

○地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・農泊をビジネスとして実施できる体制の構築
- ・地域に眠っている資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成確保を支援
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

農山漁村活性化整備対策

○市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、農家住宅に係る構想の策定、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

○都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援



活動計画づくり



農家住宅構想策定



障害者による玉ねぎ収穫



都市農地の農産物を販売するマルシェの開催

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2

山村活性化対策（拡充）

○山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年等
- 交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するために必要な税制上の所要の措置を講じる。

施策の背景

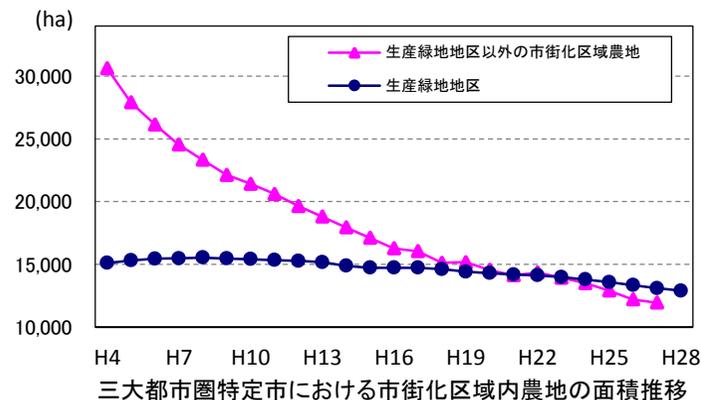
- 平成4年以降、三大都市圏特定市の市街化区域内農地について、生産緑地地区は概ね維持されているものの、それ以外の農地は大きく減少。
- 平成28年5月には都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地を農業政策及び都市政策の双方から評価し、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと大きく転換。
- これを踏まえ、都市農地の保全・活用を推進するため、平成29年4月28日に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立し、以下の事項を措置。

- ・生産緑地地区の面積要件(500㎡以上)について、市区町村が条例により300㎡以上に引下げ可能とする
- ・生産緑地地区内に製造・加工施設、直売所、農家レストランを設置可能とする
- ・生産緑地地区の都市計画決定後、30年経過するものについて、買取り申出期日を10年先送りする特定生産緑地制度を創設
- ・農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度を創設

平成29年
6月15日施行

平成30年
4月1日施行

- 上記制度の活用により、更なる都市農地の保全・活用を図っていくことが必要。



都市の貴重な緑地としての機能を発揮する都市農地

要望の概要

要望

【相続税・固定資産税等】

都市農地の保全を推進するため、土地利用規制等の措置に応じた税制措置を創設。

※別途、農林水産省主管で新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置について共同要望

經濟産業省

地域・まちなか商業活性化支援事業

平成30年度概算要求額 20.5億円（17.8億円）

(1) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2)~(4) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1) コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）、(2) 商店街が実施する役割・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組や、(3) 商店街内の個店が連携して行う販路開拓や新商品開発を支援します。
- また、(4) 全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。
- 各事業においては、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	(1)補助(2/3以内)	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
	(2)補助(2/3以内)	商店街組織 商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体
	(3)補助(1/2以内)	商店街で営業する個店グループ
	(4)補助(6/10以内)	全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

(1) <中心市街地> 機能集約支援

(複合商業施設のイメージ)

<観光・インバウンド>



<都市機能複合整備>



<周辺にない高度機能>



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や内外の観光客等のニーズに対応する複合商業施設整備等を支援します。

(2) <商店街> 役割・規模・ステージに合わせた取組支援

商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。

<対象6分野>

- ①少子・高齢化
- ②地域交流
- ③新陳代謝
- ④構造改善
- ⑤外国人対応
- ⑥地域資源活用

<役割>

生活支援型
エリア価値向上型
観光型

<規模>

大
中
小

<ステージ>

初動・助走期
成長期
安定期

(3) <商店街> 個店連携モデル支援

商店街の活性化のため、商店街内の個店が連携して行う販路開拓や新商品開発の取組を支援します。



(新製品開発のイメージ)

(4) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

環境省



背景・目的

パリ協定の採択を受け、中期的・長期的な温室効果ガス排出の大幅削減や緩和・適応の同時達成に向けた取組の推進が必要。

我が国でも、地球温暖化対策推進法改正により、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の記載事項として「都市機能の集約の促進」が明記され、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）でも、「都市のコンパクト化」が掲げられた。

また、同計画では、地方公共団体に対し、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意して再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入を目指すことや、地域資源である再エネを活用しながら地域活性化や生物多様性保全等の地域課題に応える低炭素型の都市づくりを求めている。

これらを踏まえ、再エネを活用した温室効果ガス排出削減や気候変動リスク増大の防止を図る都市モデルの構築は喫緊の課題。

事業概要

※コンパクトシティに関する下記（1）については、平成29年度より継続要求。なお、事業名称を変更するとともに下記（2）を追加し、要求額は倍増。

地方公共団体が実行計画の重点施策に位置づける事業の計画策定や実現可能性調査の費用を支援する。合わせて、より多様な地域に適用可能な事業計画策定のノウハウ等を取りまとめ、制度化も見据えた検討を行う。

（1）都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業
地方公共団体が地域の排出削減に関連する行政計画（都市計画・低炭素まちづくり計画等）との整合を図りつつ、都市機能集約及びレジリエンス強化を図る事業。

（2）地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業
地方公共団体と地元企業等がコンソーシアムを形成し、ポテンシャル・費用対効果・地域の理解・環境影響にも配慮しつつ、自然的社会的に持続可能な形で再エネを拡大する連携事業。

事業スキーム

※（2）の委託対象については、地方公共団体とコンソーシアムを形成する者に限る。

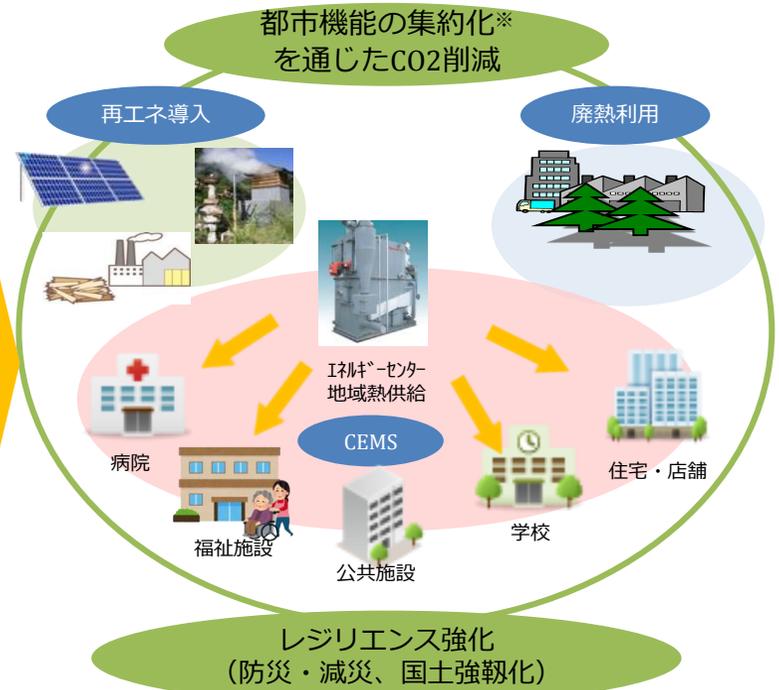
- （1）委託対象：民間団体等、実施期間：平成29～31年度
- （2）委託対象：民間団体等、実施期間：平成30～31年度

事業目的・概要等

イメージ

地方公共団体

計画策定



※公共施設等総合管理計画、立地適正化計画等を通じた都市機能の集約、ハザードマップを考慮した都市計画の見直し等を想定

期待される効果

地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる脱炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成。地域主導で官民連携により再エネの大量導入を図る計画の事例を2年度かけて3か所程度形成。



地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業

(「平成29年度地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業」から名称変更) の採択案件について

※平成29年度は、事業概要に記載の「(1) 都市機能集約及びレジリエンス強化の両立モデル事業」についてのみを実施。

平成29年度地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業 採択案件

事業名	応募事業者 (申請代表者)	共同実施者	事業実施場所	事業期間	事業概要
都市機能の集約化等の核となる市有施設でのエネルギー設備導入事業等に関する可能性調査	北九州市	株式会社 建設技術研究所	福岡県北九州市	平成30年 3月まで	コンパクトなまちづくりの核となる複数の市有施設(=コア施設)において、CO2削減効果とレジリエンス強化のため、先導的なエネルギー対策を早期に実現するとともに、各コア施設のエネルギー需給を群管理する新たなビジネスモデルを構築するための実現可能性について調査を行うもの。
LRT 沿線の低炭素化促進事業 ～ 展開性のある「低炭素化策」と「レジリエンス強化策」の構築 ～	宇都宮市	—	栃木県宇都宮市	平成30年 3月まで	まちづくりの方向性や社会ニーズと両立した低炭素化策の構築を目的とし、市のコンパクト化に先駆けて全線軌道新設により整備されるLRT沿線をモデルとして、集約化に必要とされる様々な都市機能に対し、最新技術、既存技術、ノウハウを最大限活用した低炭素化とレジリエンス強化を両立する事業を構築するための実現可能性について調査を行うもの。

※上記は提案書に基づく内容であり、審査委員会の指示により変更が生じることがあります。

国土交通省(総合政策局)

・交通政策基本計画の目標を達成するため、施策の進捗状況について適切にフォローアップを行うとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて必要な調査・検討を実施。

①交通政策基本計画全体のフォローアップ

交通政策基本計画の目標達成に向けて、各施策を着実に推進させるため、以下を実施する。

○交通の動向に関するデータの充実等

⇒ 交通の動向に関するデータの作成・分析を強化する。

○各年度の計画の進捗状況に関するフォローアップの実施

⇒ 交通の動向に関するデータも活用しながら、各年度に講じた施策を適切にフォローアップし、結果を交通政策白書としてとりまとめるとともに、次回の計画改定作業に反映させる。

②交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、交通政策基本計画に位置づけられた施策の中で、特に取組の強化が必要な施策の推進について調査・検討を実施する。

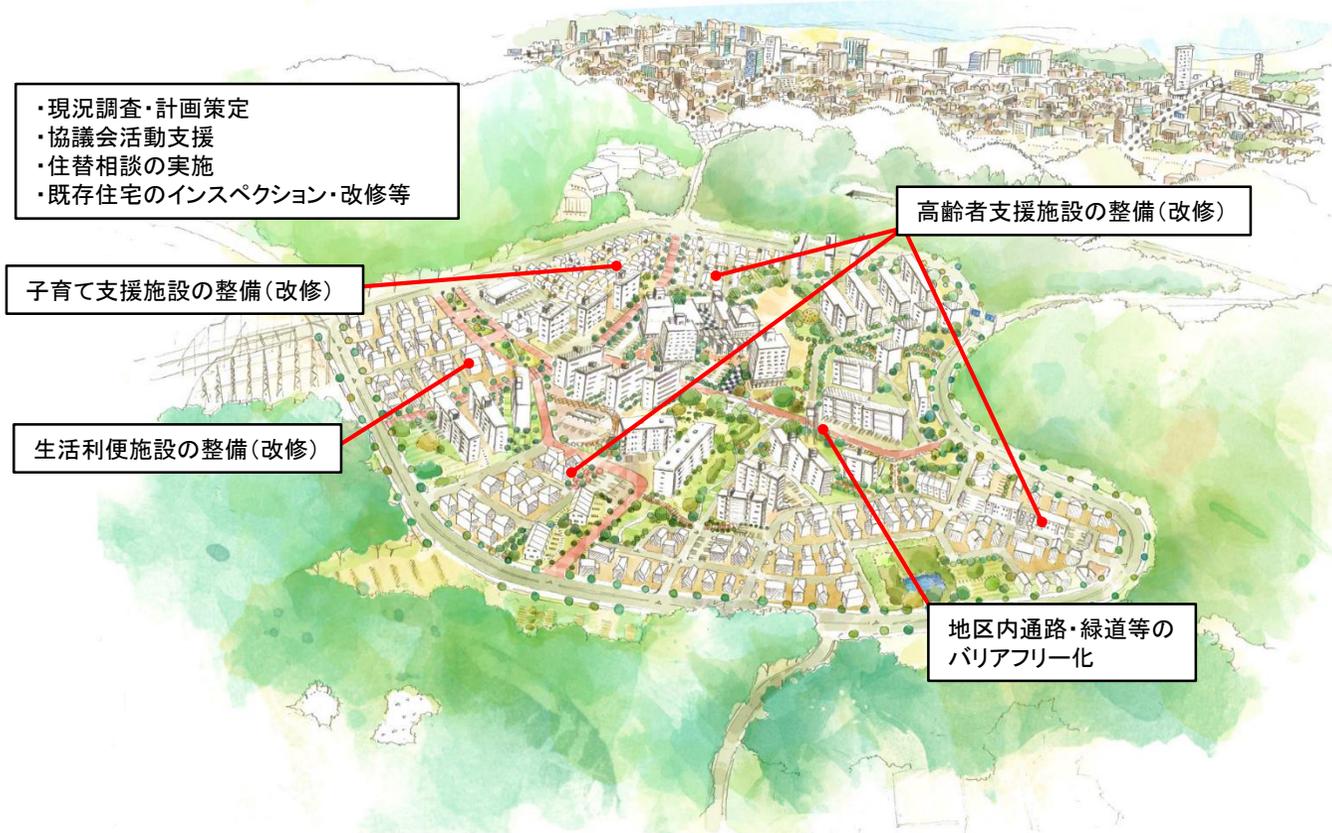
【取組の例】 新規案件については検討中

- 全国公共交通機関を網羅した経路検索の可能化
- モビリティ・マネジメントの推進
- 高齢者の移動の担い手の確保
- 交通事業の「経営の在り方」の検討
- 交通政策を推進する人材の育成
- 公共交通の意義・重要性
- 地域公共交通の利用状況等のデータ分析

国土交通省(住宅局)

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地方公共団体、民間事業者等から構成される協議会が行う既存ストックを活用した居住環境の確保・再生を図る取組を支援する。

<住宅団地における居住環境の確保・再生のイメージ>



- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備**、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の**福祉施設の整備**及び**先導的な取組**を**支援**。
- 上記に加え、平成29年度より、民間賃貸住宅や空き家を活用した**新たな住宅セーフティネット制度の創設に伴い**、住宅確保要配慮者向け住宅の早期確保を図り、その供給促進を図るため、**既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費**に対して**支援**。

①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- **サービス付き高齢者向け住宅**の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、**整備費**に対して**支援**を実施

【住宅】	新築 1/10 (上限 110・120・135万円/戸※)
	改修 1/3 (上限 150万円/戸 等) ※床面積等に応じて設定
【高齢者生活支援施設】	新築 1/10 (上限1,000万円/施設 等)
	改修 1/3 (上限1,000万円/施設 等)

H29年度からの
変更内容

補助対象 : ○「事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備」について、補助対象外とする。
○家賃30万円/月以上の住戸を補助対象外とする。
補助限度額 : ○住戸部分の床面積が25㎡未満のサ高住の建設について、補助限度額を120万円/戸から110万円/戸に切り下げる。

②スマートウェルネス拠点整備事業

- 住宅団地等における**福祉施設**の整備促進のため、**整備費**に対して**支援**を実施

補助率 : 1/3 補助限度額 : 1,000万円/施設
対象施設 : 高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設
事業の主な要件 : ①原則として住宅団地等の戸数が100戸以上であること
② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」が定められていること ※
※平成29年度より②の手続きを円滑化



③スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

- 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する**先導的な事業**として選定されるものに対して**支援**を実施

〔建設工事費〕補助率 : 新築 1/10、改修 2/3 〔技術の検証等に係る費用〕補助率 : 2/3

④住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

- 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して**住宅確保要配慮者専用の住宅**とする場合の**改修費**に対して**支援**を実施

補助率 : 1/3 補助限度額 : 50万円/戸 等 対象工事 : バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事 等

国土交通省(都市局他)



イメージ

背景・目的

事業目的・概要等

- 旅客鉄道、乗合バス等の旅客運送で発生している、輸送力の余剰を活用した貨物輸送の機運が高まりつつある。
- しかし、貨客混載を行うには、車両改造費用や保冷容器等の導入費用などの負担が生じるため、十分に取組が進んでいない。
- また、中山間地では自家用有償旅客運送の取組が広がっているが、車両購入費を負担できないため取組が進まない地域や、取組を始めても回送が発生している地域も存在している。
- これらの負担を軽減し、貨客混載を進め輸送力を有効活用していくことで、CO2排出量を削減していく必要がある。

事業概要

①未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業（一部新規）

<補助対象設備> 鉄道、バス、タクシー：
車両改造経費、輸送機材、荷役機器、情報機器、保冷容器等

②中山間地における貨客混載促進事業（新規）

<補助対象設備> 自家用有償旅客運送：EV車購入費（保冷容器含む）

事業スキーム

- 間接補助対象：物流事業者、旅客運送事業者、地方自治体 等
- 補助割合：①1/3、②1/2
- 実施期間：①平成28年度～平成30年度、②平成30年度

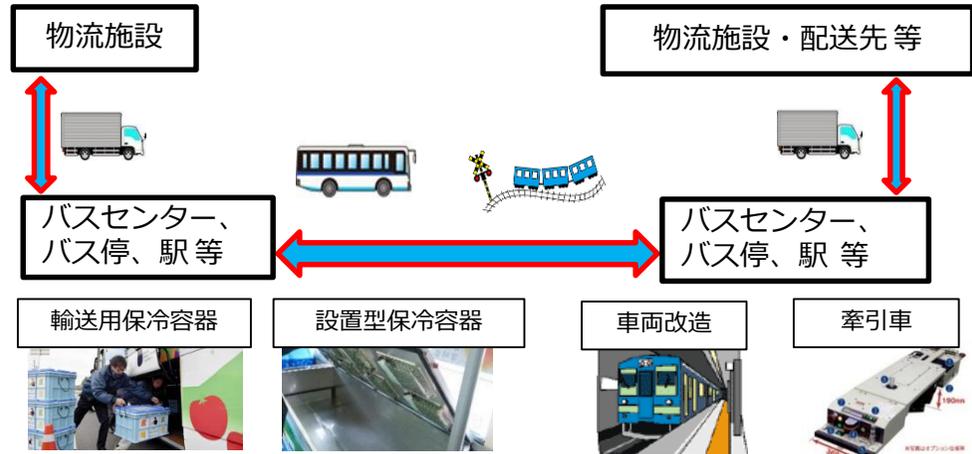
期待される効果

- 既存の旅客鉄道、バス、タクシー、自家用有償旅客運送の空きスペースを活用した貨客混載によりトラック輸送を減少させ、CO2排出量削減を図る。
- また、既存の旅客交通システムの空きスペースを活用した貨客混載による新たな物流システムを構築するための知見をモデル的に集積し、全国への普及を図る。

①未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業

旅客鉄道【継続】及びバス【新規】における貨客混載

物流事業者の荷物を鉄道、バスの空きスペースを活用し、まとめて輸送することによりトラック輸送を減少させるモデルを構築する。



タクシーにおける貨客混載【新規】

旅客・貨物運送を行うことにより、過疎地域におけるトラック輸送を減少させるモデルを構築する。

※過疎地域に限る。
タクシー事業者が貨客混載を行うには、
貨物自動車運送事業の許可が必要。



②中山間地における貨客混載促進事業

自家用有償旅客運送における貨客混載【新規】

自家用有償旅客運送で旅客及び貨物を輸送することにより、マイカー利用及びトラック輸送を減少させるモデルを構築する。



○官民連携基盤整備推進調査費

官民連携による広域的な地域活性化に資する基盤整備を推進するため、民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討調査を支援する。特に、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用したPPP/PFIの導入検討案件を重点支援するため、PPP/PFI導入検討の複数回調査への支援を強化する。

支援内容

【配分先】地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】1/2

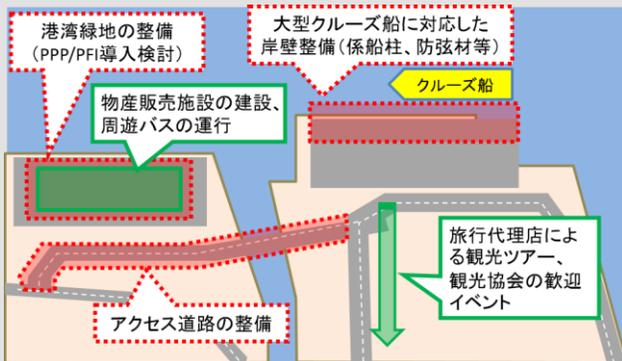
【支援内容】民間の設備投資等と一体的に実施する社会基盤整備※の事業化検討調査を支援

- ①施設整備の内容に関する調査(施設配置、概略設計、整備効果検討等)
- ②施設の整備・運営手法に関する調査(PPP/PFI導入可能性検討、VFM算定等)

※国土交通省所管の道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設

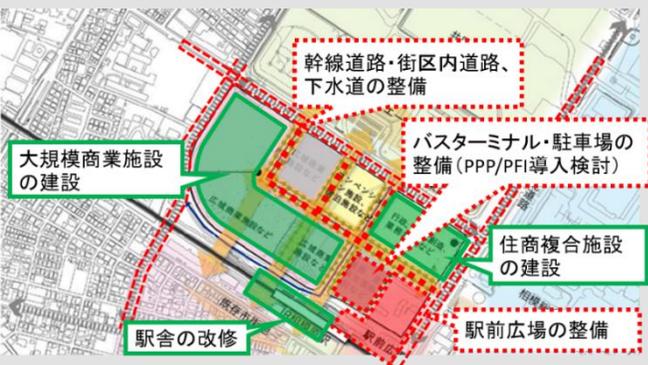
◆事例:クルーズ船寄港に対応した港湾整備調査
 <調査内容>

- ・クルーズ船航行シミュレーション、岸壁整備の検討
- ・緑地、アクセス道路の概略設計
- ・緑地のPPP/PFI導入可能性検討



◆事例:交通結節点の周辺整備調査
 <調査内容>

- ・駅前広場の概略設計
- ・道路・下水道の基本計画策定
- ・バスターミナル・駐車場のPPP/PFI導入可能性検討



【凡例】 社会基盤整備

民間事業活動

拡充内容

- PPP/PFIの導入検討案件の重点支援

<現 行>

- 同一施設の調査は1回(単年度)に限る。



<拡 充>

- PPP/PFI導入による効率的な基盤整備の効果をより高めるため、事業化検討調査が単年度で終わらない場合は、複数回の調査を実施可能とする。

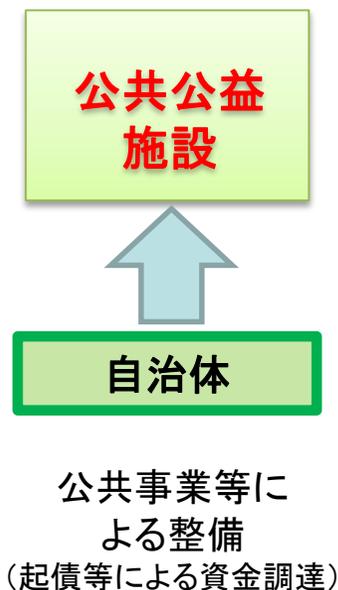
民間事業者による公共公益施設整備への金融支援

民間都市開発事業を活用しながら公共公益施設を更新・再編する、公民連携によるまちづくりを進め、コンパクトシティを推進

課題

厳しい財政状況の中で、自治体が自ら公共公益施設の更新・再編を進めることには限界があり、また、民間資金を使って公共公益施設を整備しようとしても、リスクをテイクできる民間事業者が少ない。

通常



スキーム案

民間事業の一環として、公共公益施設の再編を実施
(公共公益施設は賃貸入居)



関係者の主なメリット

- 自治体
 - 公共施設整備に係る初期費用を負担せずに支出を平準化。
 - 収益性の高い施設部分を保有することが可能となり、公共公益施設等を含む複合開発に取り組みやすくなる。
 - 運営を得意とする地域の事業者の参入が可能となる。
- 民間事業者
 - 公共施設整備に係る初期費用を負担せずに支出を平準化。
 - 収益性の高い施設部分を保有することが可能となり、公共公益施設等を含む複合開発に取り組みやすくなる。
 - 運営を得意とする地域の事業者の参入が可能となる。

⇒ PPP事業を促進するとともに、コンパクトシティを推進

○地方再生重点都市(仮称)への総合的、集中的支援

- ・人口減少、地域経済の縮小等の課題に直面するなか、内閣府(地方創生推進事務局)と連携し、地域活力の再生、まちの賑わい創出等に積極的に取り組もうとする地方都市を30箇所程度選定し、ハード・ソフト両面から総合的かつ集中的に支援を行う。また、自治体に対し人材面からもハンズオン支援を行う。

【重点都市の選定基準(案)】

- ・概ね3年間で事業完成
- ・適切なKPIの設定、PDCAサイクルの確立(概ね5年間で評価)
 《KPI例:地価上昇、空き家・空き店舗減少、歩行者交通量増加、雇用拡大 等》
- ・官民連携体制の構築

【重点都市の取組イメージ】

- ・空き家、空き店舗の活用、空き地の再編による市街地の再生とまちの賑わいづくり
- ・地域の歴史的資源を活用した城下町等の再生
- ・運動公園やサイクリング施設を活用したスポーツ・健康まちづくり

【支援メニュー】

- ハード支援 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)、都市公園事業 等)
- ソフト支援 民間まちづくり活動促進事業、URによる都市再生コーディネート等推進事業 等
- その他、内閣府の地方創生推進交付金による支援

○歴史まちづくりの推進

歴史・文化を活かした地域の活性化を図るため、地域の核である歴史資源や文化財(城や天守閣)に加え、その周辺環境(例: 枅形、土塁、馬場跡)が一体となった総合的な歴史まちづくりが重要である。
このため、枅形、土塁、馬場跡等の土木工作物や歴史的風致に配慮した駐車場などの歴史的風致維持向上施設の整備を新たに支援対象に加えるとともに、インバウンド拡大につながる外国人向けのPR活動等のソフト対策を充実させる。

支援の方向性

都市再生整備計画事業の支援対象に以下の取組を追加

- ① 枅形、土塁、馬場跡等の土木工作物の整備
- ② 歴史的風致に配慮した駐車場などの公共施設の整備

(従前)



核となる文化財

・文化庁事業による城郭(重要文化財)等の修理

・歴史的風致形成建造物である建築物の修理



拡充



(城下町内の枅形跡)



(城下町の外郭の土塁跡)

○空洞化が進行した再開発ビル等の再生

地方都市等において、かつての再開発事業等により建設されたビルが、社会経済情勢の変化や老朽化等の事情により、入居テナントの退出が相次ぎ、空きビルとなっている事例がみられる。

このため、空洞化が進行した再開発ビル等について、施設計画等に関する専門家派遣やその後の改修に対する支援を実施することにより再生を図る。

都市の中心部に位置する再開発ビル等の持続的な賑わいは、地域の活力の維持に大きく影響

(商業環境の変化等により再開発ビルの空洞化が進行)



専門家の力を活かし、空洞化した再開発ビル等を賑わいの拠点として再生する取組が必要

【再生事例】アステ川西(兵庫県川西市)

空洞化した再開発ビルを、市の支援により派遣された専門家による商業計画の再編や改修等により、活気ある食品スーパー・専門店街へ再生



リニューアル前



リニューアル後

○「空間再編賑わい創出事業(仮称)」の創設

人口減少局面を迎え、今後多くの都市では、空き家・空き地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が懸念される。

このため、小規模な土地の入れ替えを可能とする「空間再編賑わい創出事業(仮称)」を創設し、空き地を集約化し、その有効活用を促進する。

現行制度

【法制度】

区画整理事業は、現位置での換地を原則としており、地域で共同利用する土地の確保のための事業は法制度の対象外

【予算制度】

小規模な区画整理事業や共同広場等の共同施設整備は、交付金・都市開発資金貸付金の融資制度の支援対象外

拡充

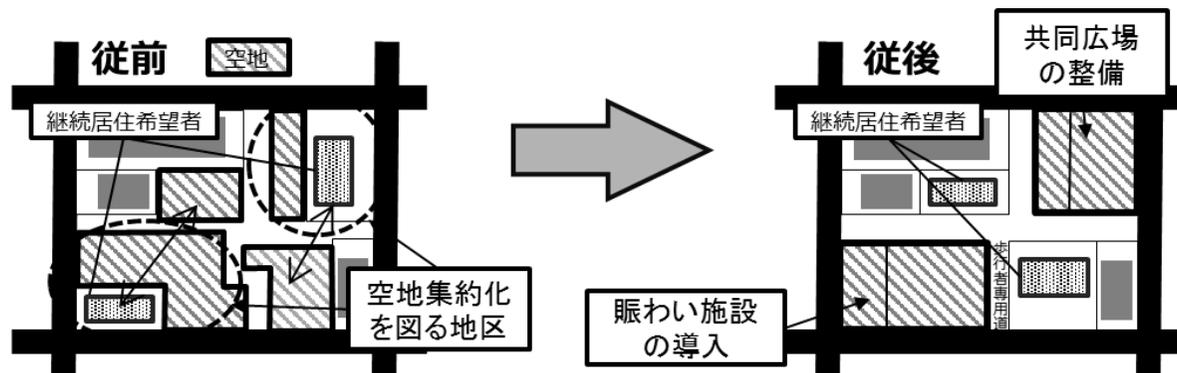
【法制度】

空地の集約化による共同利用用地の確保を可能とする制度の創設
(あわせて、本制度に係る税制改正要望を行う)

【予算制度】

社会資本整備交付金(区画整理事業)・都市開発資金貸付金による融資制度の支援対象に、「空間再編賑わい創出事業(仮称)」を追加

事業イメージ



都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の創設 (所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)

人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進や、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進を図るための特例措置を創設する。

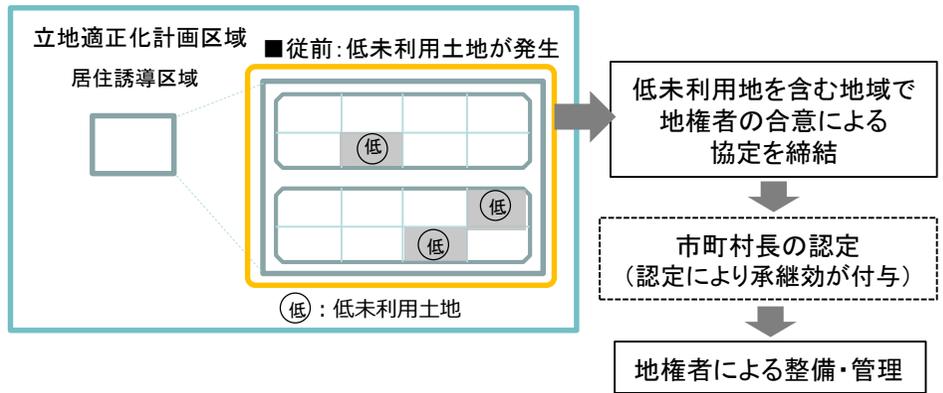
施策の背景

多くの都市で、空き地等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、生活環境の悪化、施設の種地確保の阻害等の問題を生じさせ、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっている。

要望の概要

① 地域利便確保協定(仮称)に係る課税標準の特例措置

低未利用土地を活用した、地域利便の確保・維持に資する施設の整備を促進するため、地権者が全員合意により、当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設。



特例措置の内容

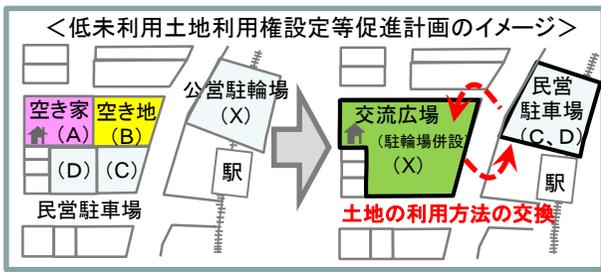
【固定資産税・都市計画税】
協定に基づき整備・管理する公共施設等(道路・広場等)に係る課税標準を1/2に軽減

要望

平成30年4月1日～(新規)

② 低未利用土地利用権設定等促進計画(仮称)に係る特例措置

市町村が、地域内に散在する低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な利用権の設定等を促進する制度を創設。



特例措置の内容

【登録免許税】 計画に基づく土地・建物の取得等について以下のとおり税率を軽減
 ・地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)
 ・所有権移転登記(本則2%→1%)

【不動産取得税】 計画に基づく土地・建物の取得について軽減(課税標準の1/5控除)

要望

平成30年4月1日～平成32年3月31日(新規)

③ 都市再生推進法人に低未利用土地等を譲渡した場合の特例措置

低未利用土地等の利用に係る仲介機能等を果たすべく、都市再生推進法人に低未利用土地の取得等の業務を追加。

	所得税	個人住民税
本則	15%	5%
特則	10%	4%
軽減部分	5%	1%

※ 法人の場合は重課制度(長期5%、短期10%)が適用除外(ただし、重課制度は平成31年度末まで課税停止。)

特例措置の内容

【所得税、法人税、個人住民税等】
都市再生推進法人に低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減

要望

平成30年1月1日～平成31年12月31日(拡充)